Deloitte。



保険セクターの国際的な 規制の動向

(Vol. 33, 2023 年 3 月~4 月)



保険セクターの国際的な規制の動向(2023年3月~4月)

内容

A:	中国政府、新たな金融規制・監督当局の設立を検討(3月7日)	3
B:	英 BoE、気候リスクと資本規制に関する調査報告書を公表(3 月 13 日)	3
C: E	ECB、証券化商品にかかる気候情報の開示に関するステートメントを発出(3 月 13 日)	4
D: I	EIOPA、差別的な料率設定の慣行にかかる監督上のステートメントを発出(3 月 16 日)	4
E :	加 OSFI、その他 Tier 1 資本の取扱いにかかるステートメントを発出(3 月 20 日)	5
F:	英 PRA、2022 年サイバー・ストレス・テストの結果を公表(3 月 29 日)	6
G:	英科学・イノベーション・技術省、AI 規制の枠組み案を公表(3 月 29 日)	7
Н: І	FSB、2023 年の作業プログラムを公表(3 月 30 日)	9
I: II	MF、グロ−バル金融安定レポ−トを公表(4 月 11 日)	.10
J: F	SB、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に対してレターを発出(4 月 12 日)	.12

A: 中国政府、新たな金融規制・監督当局の設立を検討(3月7日)

- 中国政府は、新たな金融規制当局として、国家金融監督管理総局(National Financial Regulatory Administration)を設立することを検討している。
- 新たな機関は、国務院の直属の機関として設置され、金融セクター(証券を除く。)の規制・監督を行うこととなる。これにより、中国銀行保険監督管理委員会(CBIRC)は廃止される。なお、中国人民銀行および中国証券監督管理委員会の一部の機能が、当該新たな機関に移管されることが検討されている。

インプリケーション:銀行監督管理委員会と保険監督管理委員会が2018年にCBIRCとして統合されてから約5年が経過したこのタイミングで、新たな金融規制・監督当局が設立されることとなる。中国国内における金融規制・監督の実効性の観点のみならず、国際的な基準設定や対話の中で新たな組織がどのようなスタンスを示していくのかといった観点からも、同当局の今後の動向は注目に値する。

(出所) The State Council of China 'China to set up national financial regulatory administration'

B: 英 BoE、気候リスクと資本規制に関する調査報告書を公表(3月13日)

- イングランド銀行 (BoE) は、気候リスクと資本規制の枠組みにかかる初期的な考えを示した「気候変動適応レポート」を2021年10月に公表した。その後、BoEは、銀行および保険会社に対する現行の資本規制の枠組みが気候リスクをどの程度捕捉できているかについて追加的な調査等を行い、今般、その結果をとりまとめた報告書を公表した。
- 同報告書において言及されている「主な発見事項」の概要は以下のとおり。
 - 気候リスクの計測が困難であること(ケイパビリティ・ギャップ)、また、気候リスクの捕捉において現行の資本規制の枠組みに課題があること(制度ギャップ)から、銀行と保険会社が将来の気候関連の損失に対して十分な資本を有しているか否かを正しく評価する上で、不確実性が存在する。そうした不確実性は、ミクロおよびマクロプルデンシャルの規制当局に、リスク・アペタイトの課題を提示するものとなる。規制当局は、定量化された、また、定量化されないリスクが、当局のリスク・アペタイト内に収まるものであるかどうかを判断するとともに、リスクに適切に対応していく必要がある。
 - ➤ 金融機関が実効的なリスク管理と統制を有している場合、そのレジリエンスを確保する上で将来的に必要とされる 資本の量は低減し得る。他方で、統制が弱い場合には、より多くの資本を有することが求められ得る。短期的な優 先事項として、BoEは、金融機関に対して、気候リスクの特定、計測および管理の高度化のため、ケイパビリティ・ ギャップの解消に向けて取組みを進めることを求めている。
 - ▶ イングランド銀行は、資本規制の枠組みにおける制度ギャップの性質と重要性をより良く理解するため、概念的な論点を検討している。気候リスクを捕捉するためには、よりフォワードルッキングなアプローチを必要とする。シナリオ分析やストレス・テストはそのための重要なツールとなる。規制当局は、そのような枠組みの構築に集中する必要がある。
 - ▶ 銀行や保険会社がリスク見合いの資本を計算する際に用いる時間軸は、気候リスクについても適当であると考えられる。したがって、規制当局がその時間軸に変更を加えることには十分な理由は認められない。イングランド銀行は、現行の資本規制の枠組みの時間軸において、気候リスクがどのように較正されているかを引き続き分析する。
 - マクロプルデンシャルの枠組みに制度ギャップが存在するか否かを評価するためには、さらなる作業が必要である。マクロプルデンシャル・ツールの利用は、気候リスクを低減し得る程度、行動に与える影響、また、意図せざる結果を招

く可能性などの観点から、注意深く評価される必要がある。イングランド銀行は、そうした制度ギャップの性質と重要性を分析し、対応の必要性を検討する。

気候リスクの資本規制の枠組みへの統合については、追加的な調査やより一層の対話が必要となる。

インプリケーション:英国において気候リスクに対する資本規制の枠組みが整理されることとなれば、各国においても同様の規制が導入される可能性がある。同報告書でも指摘されているとおり、金融機関のリスク管理や統制は賦課される資本の量を決定する上で重要な要素の一つとなることも想定される。したがって、金融機関は、気候リスク管理の高度化やそれを支えるガバナンスの強化を進めていく必要があるものと考えられる。

(出所) BoE 'Bank of England report on climate-related risks and the regulatory capital frameworks'

C: ECB、証券化商品にかかる気候情報の開示に関するステートメントを発出(3月13日)

- 欧州中央銀行(ECB)と欧州監督機構(ESAs:欧州銀行監督機構(EBA)、欧州保険・年金監督局 (EIOPA)、欧州証券市場監督局(ESMA)から成る。)は、証券化商品にかかる気候情報の開示に関するステート メントを発出した。主な内容は以下のとおり。
 - ➤ ESG基準を満たす金融商品への投資の重要性が増す中、証券化商品(structured finance products)の原資産に関する気候関連の情報を開示することも優先課題となっており、現在、ESMAがその開示基準を検討しているところ。
 - ➤ ESAsとECBは、証券化商品の原資産にかかる開示に対応するため、現行の気候関連の指標を改善し、また、追加的な指標を設ける必要があると考えている。資産担保証券は、ユーロシステムのクレジット・オペレーションにおける担保として利用される主要な資産クラスの一つとなっているほか、ユーロシステムは、資産担保証券買取プログラムを通じて、ユーロ域内における資産担保証券への大規模な投資家の一つとなっている、という背景もある。
 - ➤ 強制的な開示は未だ求められていないものの、ECBとESAsは、オリジネーターに対して、原資産にかかる気候関連のリスクを投資家が評価するために必要なデータをローンの組成時に収集することを求めている。また、オリジネーターとスポンサーは、現行の証券化商品の開示テンプレートにおける気候関連の項目を自主的に埋めることを慫慂されている。

インプリケーション: 証券化商品の気候情報について、開示基準が策定され、強制的な開示が求められることとなれば、証券化商品に対する機関投資家等の投資行動も影響を受けることが想定される。 開示基準のグローバルでのコンバージェンスが進展することが期待される。

(出所) EIOPA 'ECB and the ESAs call for enhanced climate-related disclosure for structured finance products'

D: EIOPA、差別的な料率設定の慣行にかかる監督上のステートメントを発出(3 月 16 日)

■ 欧州保険・年金監督局(EIOPA)は、差別的な料率設定の慣行(differential pricing practices: DPPs)が顧客の不公正な取扱いにつながり得るリスクがあるとして、損害保険商品のDPPsにかかる監督上の期待を表明した。主な内容は以下のとおり。

* 保険料の設定に関し、いくつかの保険会社は、引き受けるリスクのプロファイルや代理店手数料等のサービス・コストに加え、顧客の価格弾力性、更新時の他社商品との比較の性向、アップセルやクロスセルから得られる価値等の要素を勘案して保険料を設定している。

	• そのような保険料設定は、DPPsと呼ばれ、目新しいものではないものの、技術の進展やビッグ・ データの利用などによって、より拡大する可能性がある。
範囲と目的	本ステートメントは、損害保険商品を対象とするものであり、特に、リテール(中小企業を含む。)向けの商品にかかるプライス・ウォーキング(契約の更新時に、リスク・プロファイルやサービス・コストに関係しない要素に基づいて保険料が上がる仕組み。)に焦点をあてている。
	• その目的は、商品の監督とガバナンス(Product Oversight and Governance: POG)や顧客の公正な取扱い、開示にかかる監督上のアプローチのコンバージェンスを促進すること等である。
監督上の期待	• 期待1: DPPsは、顧客の不公正な取扱いにつながるものであってはならない。
	- DPPsを用いている保険商品の開発者は、その利用が特定されたターゲット市場における 顧客の不公正な取扱いにつながらないよう、商品のライフ・サイクルを通じて、実効的な POGの施策を講じていることを示すべきである。
	期待2:POGの施策や手順は、DPPsが不利益をもたらさないことを確保すべきである。
	- 保険商品の開発者は、商品の設計や承認のプロセスにおいて顧客の利益(interests)が勘案されることを確保すべきである。
	- プロセスや手順は、リスクやコストと関係しない保険料の引上げがターゲット市場を定義する際に勘案することを確保するものであるべきである。
	- 商品テストのプロセスは、料率の設定にかかる施策や手順が十分に顧客本位となっており、また、それらがターゲット市場のニーズや目的に与える影響が十分にモニターされることを確保すべきである。
	- 保険商品の開発者は、DPPsが顧客に与え得るネガティブな影響を特定するため、DPPsを用いた商品が継続的にモニターされることを確保すべきである。
	- 保険商品の開発者は、商品が顧客にネガティブな影響を与えないことを確保するための プロセスや手順を明確に文書化すべきである。
	- 保険商品の開発者は、料率の設定等の商品に関する十分な情報を募集人に提供すべきである。
	期待3:DPPsを確保するための義務の監督は、不公平な取扱いにつながらない。
	│ │ - 監督当局は、DPPが顧客の不公平な取扱いにつながらないことを監督すべきである。

インプリケーション:日本においても、今後、ビッグ・データ等を利用した料率の設定が進展することも想定される。保険会社には、顧客本位の業務運営を確保すべく、商品開発のガバナンスをより一層強固なものとすることが期待される。

(出所) EIOPA 'EIOPA supervisory statement takes aim at unfair 'price walking' practices'

E: 加 OSFI、その他 Tier 1 資本の取扱いにかかるステートメントを発出 (3 月 20 日)

■ カナダ金融機関監督庁(OSFI)は、その他Tier 1 (AT1) およびTier 2 (AT2)資本の規制上の取扱いについて、現行のガイダンスにおける位置づけに変更は無い旨のステートメントを発出した。主な内容は以下のとおり。

- ▶ カナダの資本規制は、金融安定の維持に貢献する債権者順位(creditor hierarchy)を維持する。
- ▶ 銀行が実質的に破綻していると認定される水準(point of non-viability)に抵触する場合、OSFIの資本ガイドラインは、清算時における債権の順位を尊重する形でAT1および2資本が普通株式に転換されることを求めている。
- ▶ AT1および2資本は、カナダの銀行の資本構成の重要な要素であることに変わりはない。カナダは、預金者と債権者を保護するために機能する、健全かつ実効的な規制・監督の基盤を有しているとの自負がある。
- なお、スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)は、スイスの銀行のAT1債の償却について、以下の様な説明を行っている¹。
 - ▶ 同銀行によって発行されたAT1債は、特に、特別な政府の支援が行われた場合など、「生存イベント(Viability Event)」が生じた際には完全に償却されるという契約上の条項を有している。同銀行は、スイス連邦のデフォルト保証付きの特別な流動性支援ローンを受けたため、これらの条項が満たされることとなった。
 - > スイスの連邦参事会は、追加的な流動性支援ローン等に関する緊急府令(Emergency Ordinance)を発動した。同府令は、FINMAに対して、銀行のAT1資本を償却することを命じる権限を付与している。
 - ➤ スイスにおけるAT1債は、株主資本に先立って償却される、もしくは、CET1資本に転換されるよう設計されている。そうした商品は、大規模な銀行によって公募され、主に機関投資家に保有されている。

インプリケーション:本事案については、国際的にも分析・検討が進展するものと考えられる。スイス財務相は、「グローバルにシステム上重要な銀行は、破綻処理計画に沿って簡単に処理することはできない。法的には可能であっても、実際には、経済的な影響は計り知れない」と述べている²。本事案からの教訓も踏まえ、破綻処理の枠組みのさらなる検討³が行われることが重要であると考えられる。

(出所) OSFI 'OSFI reinforces guidance on Additional Tier 1 and Tier 2 Capital Instruments'

F: 英 PRA、2022 年サイバー・ストレス・テストの結果を公表 (3 月 29 日)

■ 英国健全性監督機構 (PRA) は、一定の金融機関を対象として2022年に実施したサイバー・ストレス・テストの結果を公表した。主な内容は以下のとおり。

目的	• ①事業の中断(disruption)の性質を早期に特定する金融機関の能力、および、②データ 完全性(integrity)が侵害された場合に金融機関が影響の許容度(impact tolerance) を満たすことができないことが金融安定に与え得る影響、をそれぞれ検証すること。
シナリオ	• リテールの決済に影響を与える仮説的なデータ完全性(integrity)シナリオ:脅威アクターは、悪意のある内部の者の支援を受け、異なる2社の受取人のデータを同時に修正することによって、決済をリダイレクトすることを試みる。その攻撃は、業務時間外に検知され、確認される。
	• オペレーショナル・レジリエンスの方針に沿って、テストでは、事業の中断が生じたものと仮定し、 また、防止もしくは探知の統制は検証しない。なお、甚大さが維持される限りにおいて、テスト の参加者はシナリオを自らのビジネス・モデルや技術システムに適応させることが可能。

¹ FINMA (2023) 'FINMA provides information about the basis for writing down AT1 capital instruments'.

² Financial Times (2023) 'Rules for winding up big banks do not work, Swiss finance minister warns' (26 March 2023, online edition).

³ Financial Times (2023) 'Global financial regulator calls for tougher rules after bank panic' (12 April 2023, online edition).

主な発見事項

- 業界横断的な連携
 - インシデントの影響を制限する上で、タイムリーで協調的な意思決定と行動が業界横断的に行われることが重要である。金融機関は、自らのアクションが他社に与え得る影響を勘案した上で意思決定を行い、また、伝播のリスクに対応するため、他社が採り得るアクションを理解すべきである。そのためには、対応の施策やパブリック・コミュニケーションが業界横断的に協調して行われることが重要となる。

• コミュニケーション

- インシデントを通して、一貫しており、実効的で、タイムリーなコミュニケーションが重要である。金融機関は、社内外の広範なステークホルダーとコミュニケートしなければならない。コミュニケーションは様々なチャネルを通じて行われるところ、特に、極度のストレス時においては、国民の信頼を維持するため、その内容の一貫性を確保することが重要となる。また、公表するメッセージを事前に準備しておくことを検討することも重要となる。

• コンティンジェンシー

- 金融機関が決済のリルート・プロセスをテストしておくことは重要である。既存のコンティンジェンシー・オプションの改善や新たな施策の策定などを通じて、インシデントに対応するオプションを設けるために、追加的な作業が必要となり得る。
- PRAは、金融機関に対して、金融安定への影響の観点から、重要な決済を特定し、それらへの対応の優先度を高くすることを求めている。

データの一致

- 金融機関が、インシデントの前にデータの一致(reconciliation)が自動的に行われる ツールやスクリプトを開発し、テストしておくことが重要となる。特に、金融市場インフラ (FMIs) は、インシデントの前にそうしたニーズを満たすことを計画し、また、必要なプロセスを整備し、テストすべきである。FMIsに直接的な依存関係のある金融機関は、クリーン なデータを受領するための計画、準備、プロセスのテストを行うとともに、信頼できる代替的なデータ・ソースの利用可能性を検討すべきである。
- テストのケイパビリティ
 - 金融機関は、そのケイパビリティやそれを支える資産(技術やプロセスなど)を強化する ため、適切な計画、準備およびテストを行うことが重要である。

インプリケーション:本ストレス・テストに参加した金融機関に関する情報は公表されていない様であるが、コミュニケーションやコンティンジェンシーなどは、保険会社がサイバー・セキュリティを確保する上で対応が必要な分野であると考えられる。

(出所) PRA 'Thematic findings from the 2022 cyber stress test'

G: 英科学・イノベーション・技術省、AI 規制の枠組み案を公表(3 月 29 日)

■ 英国の科学・イノベーション・技術省(DSIT)は、6月21日を期限として、AI規制の枠組み(案)を市中協議に付した。 主な内容は以下のとおり。

規制枠組みの目的

- 責任あるイノベーションを容易にし、また、規制の不確実性を低減させることにより、成長と繁栄を推進する。それにより、AIへの投資が促進され、経済全体におけるAIの利用が促され、雇用の創出や効率性の向上につながり得る。
- リスクに対応し、また、人間の本源的な価値を保護することにより、AIに対する公共の信頼を 高める。
- AIの分野におけるグローバル・リーダーとしての英国の位置付けを強固なものとする。

規制枠組みの 主要な特性

- 新たな規制の枠組みの主要な特性は、以下の6つ。
 - ① 責任あるイノベーションの促進
 - ② 事業者や規制当局に対する不要な、もしくは、過剰な負荷の回避
 - ③ AIの利用を促進することを目的とした、現実のリスクへの対応とAIに対する公共の信頼の 醸成
 - ④ AIの進展に合わせて機会やリスクに対応できる順応性の確保
 - ⑤ AIの利用者等が遵守すべき規制等の明確化
 - ⑥ AIのイノベーションの促進、信頼の構築、および、世論の考慮の確保のための、政府、規制当局および業界による協働

AIの定義

- 本規制の枠組みでは、AIを、適応性(adaptivity)と自律性(autonomy)の2つの特性を 参照する形で定義する。
 - AIの適応性は、システムの意図やロジックの説明を困難なものとし得る。AIシステムは訓練され、人には容易に識別できないデータのパターンや関係を推測することによって機能する。AIシステムは、訓練を通じて、人間のプログラマーが直接的には想像できない推定の新たな形態を実行する能力を開発する。
 - AIの自律性は、結果に対する責任の配賦を困難にし得る。いくつかのAIシステムは、意図の表明や人による継続的な統制無く、意思決定を行い得る。

規制のアプローチ

- AIの技術ではなく、AIの利用と成果物(outcomes)を、セクター共通の以下の5つの原則に 基づき、プリンシプル・ベースで規制する。
 - ① 安全性、セキュリティおよび頑健性: AIシステムは、そのライフ・サイクルを通して、頑健で、確実で、安全に機能しなければならない。また、そのリスクは、継続的に特定され、評価され、管理されなければならない。
 - ② 適度な透明性と説明可能性:AIシステムは、適度に透明で、説明可能でなければならない。透明性とは、AIシステムに関する適切な情報が関係する者に対して伝えられることを言う。説明可能性とは、AIシステムの意思決定プロセスについて、関係する者がアクセスし、解釈し、理解することが可能な程度を言う。適度な透明性と説明可能性とは、他の原則に対して有意義な効果を与えるため、規制当局がAIシステムと関係するインプットおよびアウトプットに関する十分な情報を有していることを意味する。

- ③ 公正さ:AIシステムは、個人や組織の法律上の権利を侵害し、個人を不公正に差別し、あるいは、不公正な市場の取扱いを生じさせるべきではない。AIのライフ・サイクルに関係する者は、AIシステムの利用、成果物および関係する法律の適用に適合している公正さの定義を検討すべきである。
- ④ 説明責任とガバナンス:AIシステムの供給と利用の実効的な監督を確保するため、AIの ライフ・サイクルにわたって設けられた明確な説明責任とともに、ガバナンスの措置が設けられるべきである。
- ⑤ 異議を唱える能力と救済:必要に応じて、利用者、影響を受けるサード・パーティ、AIの ライフ・サイクルにおける者は、有害なAIの意思決定や成果物に対して異議を唱えること ができるべきである。

インプリケーション:生成可能な事前学習済み変換器など、AIを用いたツールやアプリの開発や利用が急速に進展している。 AIにかかる規制については、例えば、保険セクターでは、米国の全米保険監督官協会 (NAIC) が2020年8月に「AI基本原則」 *を、欧州保険・年金監督局 (EIOPA) が2021年6月に「AIガバナンス原則」 *を、それぞれ公表しているものの、いずれもハイレベルな原則にとどまっている。AIについては、金融セクターに限らず、今後、さらなる規制の強化が進展するものと考えられる。

(出所) Department for Science, Innovation and Technology 'Policy paper: A pro-innovation approach to AI regulation'

H: FSB、2023 年の作業プログラムを公表 (3 月 30 日)

■ 金融安定理事会(FSB)は、2023年の作業プログラムを公表した。主な内容は以下のとおり。

優先分野の取 • 組み

- 金融安定にかかるグローバル協力のサポート
 - ノンバンク金融仲介(NBFI)、技術のイノベーションおよび気候変動に関連する脆弱性のモニタリングを強化する。
 - バーゼル銀行監督委員会(BCBS)と共同で、グローバルな銀行ストレス・テストを実施する。
- NBFIのレジリエンスの強化
 - ノンバンク・レバレッジ(監督当局のモニタリングが困難な「隠れたレバレッジ」を含む。) に関連する脆弱性を評価し、必要に応じて、政策措置を検討する。
 - オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチにかかる作業を継続するほか、同ファンドの脆弱性のモニタリングを強化するためのデータ収集のアプローチを検討し、また、流動性管理のツールにかかるガイダンスの策定およびストレス・テストの利用の促進において、証券監督者国際機構(IOSCO)と連携する。
 - マージン・コールに備えた市場参加者の流動性の準備状況の改善のための作業を行う。

^{4「}保険セクターの国際的な規制の動向(Vol. 2, 2020年8月~9月)」記事 Cを参照。

https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202009 ins regulation.pdf.

^{5「}保険セクターの国際的な規制の動向(Vol. 12, 2021 年 6 月~7 月)」記事 B を参照。

 $https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/financial-services/ins/202107_ins_regulation.pdf.$

- 金融安定の観点からコモディティ市場のモニタリングおよび評価を行う。
- クロスボーダー決済の高度化
- デジタル・イノベーション
 - 暗号資産が金融安定に与える影響を評価する。
 - グローバル・ステーブルコインにかかる取決めに関するFSB提言、および、暗号資産の活動と市場に関するFSB提言をそれぞれ最終化する。
 - 分散型金融(DeFi)が金融安定に与える影響を分析する。
- 気候変動によって生じる財務リスクへの対応
 - FSBの脆弱性評価において気候関連の脆弱性を分析するほか、分析をサポートするデータのインフラストラクチャを整備する。
 - 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)と連携し、移行リスクと金融 安定の管理、および、移行から生じる金融安定のリスクのモニタリングと移行計画との関 連性を分析する。

その他の分野の作業

- サイバーおよびオペレーショナル・レジリエンス
 - サイバー・インシデント報告のより一層のコンバージェンスに関する報告書を最終化するほか、インシデント報告にかかる情報交換の様式 (a format for incident reporting exchange: FIRE) の策定のための要件や実現可能性を検討する。
 - 金融機関の重要なサービス・プロバイダ(ビッグ・テックやFinTech企業を含む。)への依拠に関する監督にかかる期待、サードパーティ・リスク管理およびアウトソーシングに関する共通の定義と用語など、金融機関によるサードパーティ・リスクとアウトソーシングの管理の強化にかかるレポートを作成する。
- 破綻処理の枠組み
 - 中央清算機関(CCPs)の破綻処理の枠組みの構築を完了する。
- G20による金融改革の実効性の評価

インプリケーション: FSBの作業プログラムの中で、サイバーおよびオペレーショナル・レジリエンスは、保険セクターにも大きく関係するテーマである。サイバーを含むオペレーショナル・レジリエンスについては、各国・地域でも規制・監督の強化が進んでおり、日本の金融機関にも対応が求められるものと考えられる。

(出所) FSB 'FSB Work Programme for 2023'

I: IMF、グローバル金融安定レポートを公表 (4月 11日)

■ 国際通貨基金(IMF)は、2023年4月のグローバル金融安定レポートを公表した。主な内容は以下のとおり。

⁶ 主要な国・地域におけるオペレーショナル・レジリエンスにかかる規制・監督の動向については、「金融機関のオペレーショナル・レジリエンス: 欧州デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法 (DORA) からの示唆」を参照されたい。https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/financial-services/articles/ins/operational-resilience-for-financial-industry.html

インフレと金利 上昇によって試 される金融シス テム

- グローバルの金融システムのレジリエンスは、多くの試練に直面しており、金融安定のリスクは高まっている。米国やスイスにおける銀行の破綻や救済は、金融の引締めとグローバルの金融危機以降の脆弱性の蓄積との間の相互作用によってもたらされる課題を示すものである。
- 最近の米国の銀行セクターにおけるイベントは、資金調達は突如として困難になり得ること、また、小規模な銀行におけるイベントがシステミックな影響を生じさせ得ることを示している。
- 金融の引締めの影響は、財務レバレッジや資産と負債の流動性ミスマッチ、ノンバンク金融仲介(NBFI)セクター内および伝統的な銀行との高い相互関連性によって増幅され得る。
- インフレが高い水準で継続する中、経済的負担が大きく高まり、金融システムの健全性を脅かすこととなる場合、インフレと金融安定目的の間のトレードオフが生じ得る。政策立案者は、グローバルの金融システムのレジリエンスに対する市場の信頼を損ない得るシステミックなイベントを回避すべく、速やかに行動すべきである。仮に、金融安定を確保するために金融政策のスタンスを変更する必要がある場合には、政策立案者は、金融システムのストレスが低減すれば速やかにインフレのターゲットに回帰する意思がある旨を説明すべきである。
- 銀行監督者は、銀行がそのリスク・プロファイルに見合ったガバナンスとリスク管理を保持していることを確保すべきである。規制当局は、破綻処理の制度と危機管理の枠組みを強化すべきである。

ノンバンク金融 仲介

- ノンバンク金融仲介者(NBFIs)は、グローバルの金融システムにおいて重要な役割を果たしている。
- 第1の防御線として、NBFIsの強固な監視、規制および監督は重要である。データ・ギャップ、NBFIsのリスク管理の高度化、規制・監督の枠組みの整備と実践に優先的に取り組むべきである。
- NBFIによる中央銀行の流動性へのダイレクト・アクセスは、ストレス時には必要となり得るかもしれないが、適切なガードレイルを設けることが不可欠である。中央銀行による流動性支援が行われる場合、その目的が金融安定にあることを明確に説明すべきである。
- リスクの特定のみならず、危機対応のためにも、中央銀行と金融セクターの規制当局との協力は重要である。

地政学と金融の分断

- 地政学的な緊張によってもたらされる金融の分断は、資本のクロスボーダーでのアロケーション、 国際決済システムおよび資産価格に影響を与えることによって、グローバルの金融安定に重大 な影響をもたらし得る。
- 主要なパートナー国間の地政学的な緊張の高まりは、クロスボーダーの資本のフローを突如として反転させ、それが銀行の調達コストの増加や収益の低下、民間セクターへの信用の供与の減少などにつながり、その結果、金融安定のリスクとなり得る。
- 地政学リスクを評価した上で、銀行およびノンバンク金融機関は、十分な資本と流動性の バッファーを確保する必要がある。
- なお、保険セクターについては、以下のような記述が見受けられる。

- ➤ 米国では、収益の改善を目的として、生命保険会社は非流動性資産への投資をこの10年で倍増させているほか、 非流動性資産への投資の原資としてレバレッジの利用を増大させている。
- ➤ 保険会社は、金利の上昇に伴う経済の減速が生じる場合、企業のデフォルトや信用格付の引下げに対する脆弱性が高くなる。そのような場合には、保険会社は流動性資産の売却を迫られ得る。

インプリケーション:本レポートは、金融安定のリスクが高まっていることを示唆している。米国の銀行の破綻を受けて、資金が銀行からMMFに流入しているとの報道もあり、、NBFIsセクターの規制・監督の強化が喫緊の課題となろう。

(出所) IMF 'Global Financial Stability Report: Safeguarding Financial Stability Amid High Inflation And Geopolitical Risks'

J: FSB、G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に対してレターを発出(4月12日)

- 金融安定理事会(FSB)は、4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に向けて、レターを発出した。主な内容は以下のとおり。
 - ➤ ここ数か月に銀行セクターで起こったイベントは、その起源を金融システム内に有するという点で、他の最近の金融安定にかかるイベントとは種類を異にする。したがって、金融当局が、それらのイベントからの教訓を活かし、行動につなげる必要性はより高いものである。
 - ➤ FSBは、負債の水準の高まり、長期的な低金利環境を前提としたビジネス・モデル、資産価格の上昇、および、ノンバンク金融仲介(NBFI)におけるレバレッジと流動性ミスマッチの組み合わせに関連した脆弱性の高まりを指摘し続けてきている。これらの脆弱性のいずれもが、金融の引き締めや経済活動の停滞に大きく影響を受ける。
 - ➤ FSBは、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)等と緊密に連携し、本年3月のイベントからの教訓を整理し、今後の優先課題を見極めるべく、包括的に検討を進めている。今般のイベントを受けて、FSBの作業プログラムを再整理する必要はあるものの、暗号資産、NBFI、気候変動およびクロスボーダー決済にかかる取組みは変わらず継続する。
 - ▶ サイバー・レジリエンスに関し、サイバー・インシデントの報告における金融当局間のさらなるコンバージェンスは、情報の交換を容易にするとともに、インシデント報告の要件の効率性を高めるものとなる。FSBは、4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に、サイバー・インシデントの報告におけるコンバージェンスにかかる提言を提出している。

インプリケーション:本年3月のイベントを受けて、FSB主導で2008年~2009年の金融危機以降の規制改革の総点検が行われることが期待される。

(出所) FSB 'FSB Chair's letter to G20 Finance Ministers and Central Bank Governors: April 2023'

⁷ Financial Times (2023) 'Depositor panic over?' (29 March 2023, online edition).

執筆者

小林 晋也/Shinya Kobayashi

マネージングディレクター ファイナンシャルサービシーズ リスクアドバイザリー事業本部 有限責任監査法人トーマツ

Deloitte.

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む) の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク")のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上 海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(プロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。プロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。プロイトは、創設以来 175年のリロース・150年 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するプロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド("DTIL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。また DTIL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTIL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301